

平成29年第1回定例会（5月25日）  
建設部 提出資料

建設委員会

【議案関係】

- 道路課 情報公開請求に係る損害賠償請求事件の控訴について . . . . . 1

# 情報公開請求に係る損害賠償請求事件の控訴について

平成29年5月25日  
道 路 課

## 1 概 要

情報公開請求に係る、「平成28年（ワ）第103号損害賠償請求事件」の平成29年5月19日判決に対し、これを不服として、控訴を提起する。

## 2 経 緯

- (1) 原告は、平成26年6月、県道雄和協和線（秋田市雄和平尾鳥）の工事現場で発生した自身のバイク転倒事故について、同年9月に「過失割合の決定及び調査を行った保険会社名と担当者名」を記載した文書の情報公開を請求した。
- (2) 県は、同年10月、情報公開条例に基づき、保険会社名を記載した「道路損害賠償責任保険特約書」を公開したが、過失割合の決定及び調査を行った担当者名を記載した文書は保有していないとして、不存在による非公開とした。
- (3) 原告は、同月、この処分を不服として、行政不服審査法に基づく異議を申し立て、県は秋田県情報公開審査会に諮問した。県は、平成28年5月に非公開決定を妥当とする同審査会の答申を受理し、同年6月に異議申立の棄却を通知した。
- (4) 一方、原告は、平成28年5月、別途、保険会社の「見解書」（県の賠償責任の有無や過失割合に対する保険会社の見解を示したもの）の情報公開を請求した。県は、「見解書」記載の担当者名（個人情報）を除き部分公開とした。

## 3 原告の主張

- (1) 県は担当者名が記載された「見解書」を保有していたにもかかわらず、これを保有していないとして非公開としたのは違法である。
- (2) 知る権利を妨害され、県の不法行為を立証するために多くの労苦等を要し、精神的苦痛を受けたので、500万円の損害賠償を請求する。

## 4 県の主張

「見解書」記載の担当者は、単に県との連絡窓口となる保険会社の連絡担当者である。一方、原告が平成26年9月に公開請求した担当者は、示談交渉等の経緯を踏まえると、「過失割合の決定及び調査を行った担当者」と解することが相当である。従って、当該担当者名を記載した文書は存在せず、不存在を理由とした非公開決定は適法である。

## 5 判決の概要

- (1) 公開請求書記載の「担当者」を、「過失割合の決定及び調査を行った担当者」の意味に限定して解することは相当でない。担当者名が記載された「見解書」は、平成26年9月の公開請求の対象となる文書であり、不存在を理由とした県の決定には、事実と異なる理由を記載した瑕疵がある。
- (2) 道路課の職員はその職務上尽くすべき注意義務を尽くしていれば、「見解書」が公開請求の対象となる文書であると認識することは十分に期待できたのであり、非公開決定は違法である。
- (3) 県の過失の程度や保険会社名は公開されていることなど、諸般の事情を総合考慮すると、慰謝料は1万円が相当である。

## 6 県の判断

条例に基づき、情報公開は適切に行っているものと認識しており、県に瑕疵はないことから控訴する。